

○国有財産総括事務処理規則に基づく報告の様式について

〔平成13年3月29日〕
〔財理第1122号〕

改正 平成19年1月22日 財理第244-2号
令和元年7月5日 同 第2378号
財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産総括事務処理規則（昭和29年大蔵省訓令第5号）20条、第26条、第30条及び第32条に規定する報告については、下記のとおり様式が定められ、平成13年4月1日から適用されることとなったので通知する。

記

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 第20条第2項に規定する報告 | 第1号様式 |
| 2 第26条に規定する報告 | 第2号様式及び第3号様式 |
| 3 第30条に規定する報告 | 第4号様式 |
| 4 第32条第1項に規定する報告 | 第5号様式 |
| 5 第32条第2項に規定する報告 | 第6号様式 |

第1号様式

国有財産総轄事務処理規則第20条第2項報告書
(令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局
(財務事務所名・出張所名)

通知事項 省庁名	財産区分	令第3条第1項の規定による通知			令第5条第2項の規定による通知			令第5条第3項の規定による通知			合 計		
		件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円
	土地 建物 その他												
計													

記載上の注意

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したものと及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別業とし、かつ、その合計表を作成する。
- 3 第19条の2第2項の規定により通知したものについては、当該欄にかっこ書(内書)で記載する。

第2号様式

国有財産総轄事務処理規則第26条報告書
(令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局
(財務事務所名・出張所名)

省庁名 部局名	相手方 住所氏名 (名称)	交換受財産				交換渡財産				交換差金と その処理方法	承認年月日承 認番号	契約年月日	備 考
		所 在	区 分	数 量	価 格	所 在	区 分	数 量	価 格				
			土 地 建 物 その他 計		円				円				
合 計			土 地 建 物 その他 計										

記載上の注意

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したものと各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別業とし、かつ、その合計表を作成する。
- 3 交換財産の価格は、交換に際しての評価額とする。
- 4 承認年月日、承認番号は、取得の協議に対し、財務局長等、財務事務所長又は出張所長が承認した日付及び文書番号とする。
- 5 備考欄には、交換受財産の用途を、また建築交換(交換方式によるもの)については、その旨を記載する。

第3号様式(その1)

国有財産総轄事務処理規則第26条報告書(その1)
(令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局
(財務事務所名・出張所名)

協議事項 省庁名	財産区分	所 管 換			購 入			寄 附			新 築			増 築			種 別 替		
		件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格
	土 地 建 物 その他			円			円			円			円			円			円
計																			

記載上の注意

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したものと及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別業とし、かつ、その合計表を作成する。

第3号様式(その2)

国有財産総括事務処理規則第26条報告書(その2)
(令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局
(財務事務所名・出張所名)

協議事項 省庁名	財産区分	所属替			用途変更			移 築			改 築			法第14条第6号 による使用			法第14条第7号による 使用収益の許可		
		件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 (使用料) 円	件数	数量	価格 (使用料) 円
	土地 建物 その他			円			円			円			円			円			円
計																			

記載上の注意

- 1 「法第14条第6号による使用」及び「法第14条第7号による使用収益の許可」の欄の「価格(使用料)」には、台帳価格及び使用料を併記する。
- 2 様式3(その1)の記載上の注意は本様式にも適用する。

第3号様式(その3)

国有財産総括事務処理規則第26条報告書(その3)

(令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局
(財務事務所名・出張所名)

協議事項 省庁名	財産区分	法第14条第7号 による貸付等			法第14条第8号 による貸付等			法第14条第8号 による売払			管理の委託			その他			合 計		
		件数	数量	価格 (使用料)	件数	数量	価格 (使用料)	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格 (使用料)
	土地 建物 その他			円			円			円			円			円			円
計																			

記載上の注意

- 「法第14条第7号による貸付等」及び「法第14条第8号による貸付等」の欄の「価格(使用料)」には、台帳価格及び使用料を併記する。
- 「法第14条第7号による貸付等」の欄には、貸付及び地上権の設定を合わせて記入し、貸付については、件数、数量、価格及び使用料をそれぞれ〔 〕で内書きする。
- 「法第14条第8号による貸付等」の欄には、貸付及び貸付以外の方法により使用させ、又は収益させた場合を合わせて記入する。
- 「法第14条第8号による貸付等又は売払」の場合で減額しているものがある場合は、当該減額に係る貸付料又は売払価格の時価を「価格(使用料)」又は「価格」の欄に〔 〕書きで併記する。
- 「合計」欄には、様式3(その1)、(その2)及び(その3)の合計を記入する。
- 様式3(その1)の記載上の注意は本様式にも適用する。

第4号様式

国有財産総括事務処理規則第30条報告書
(令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局
(財務事務所名・出張所名)

処理事項 省庁名	財産区分	貸 付			交 換			売 払			譲 与			行政財産の使用収益			計		
		件数	数量	貸付料 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	見積価格 円	件数	数量	使用料 円	件数	数量	価格 (使用料) 円
	土地 建物 その他																		
合 計																			

記載上の注意

- 貸付欄には、貸付以外の方法により使用させ、又は収益させた場合をあわせて記入する。
- 交換欄には、交換に供した財産の数量及び交換価格を記入する。
- 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 財務局長等において処理したもの及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別表とし、かつ、その合計表を作成する。

第5号様式

国有財産総括事務処理規則第32条第1項報告書

財務局名又は福岡財務支局名

所管、所属会計、財産の分類及び種類								
所在地								
部局及び口座名								
区分	種目	数量	台帳価格	損害の程度	損害見積価額	復旧の見込	同価額	摘要
滅失損の年月日								
滅失損の原因								
滅失損に対する応急措置								
その他参考事項								
財務局長等の意見								

第6号様式

国有財産総括事務処理規則第32条第2項報告書
会計所属

財務局名又は福岡財務支局

原因	所管省庁 部局名	口座名	財産 区分	種目	数量	台帳価格	減 失 損			備 考
							年月日	程 度	見積価額	
						円			円	
計										

記載上の注意

- 1 一般会計及び特別会計はそれぞれ別業とする。
- 2 原因欄には、火災の場合にあっては、失火、漏電、放火、類焼等の別を、その他の場合にあっては、風水害、震災、津波等の別をそれぞれ表示する。
- 3 原因別に小計するものとする。